

○姫路市夢前ケーブルテレビネットワーク施設条例施行規則

平成18年3月27日

規則第53号

(趣旨)

第1条 この規則は、姫路市夢前ケーブルテレビネットワーク施設条例(平成18年姫路市条例第37号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(利用の申込み)

第3条 条例第6条第1項の規定により市長の承認を受けようとする者は、あらかじめ姫路市夢前ケーブルテレビネットワーク加入申込書を市長に提出しなければならない。

(サービスの区分の届出)

第4条 条例第6条第2項による届出は、サービス区分(変更)申請書により行わなければならない。

(引込み施設の新設等)

第5条 条例第9条第1項による届出は、施設変更申請書により行わなければならない。

(宅内施設の設置等)

第6条 条例第10条第2項の規定により市長の確認を受けようとする者は、宅内施設新設等届出書を市長に提出しなければならない。

(端末機器の貸出し)

第7条 条例第11条第1項の規定により端末機器の貸出しを受けた加入者は、端末機預書を市長に提出しなければならない。

2 端末機の増設又は増設した端末機の台数の変更をしようとする加入者は、端末機の増設台数変更申請書を市長に提出しなければならない。

(加入負担金及び利用料の減免)

第8条 条例第13条の規定により加入負担金及び利用料を減額し、又は免除することができる者及びその額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受けている加入者 加入者負担金及び利用料の半額
- (2) 独居老人で75歳以上の加入者 加入者負担金及び利用料の半額
- (3) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に規定する身体障害者手帳を所持する者のうち、障害の程度が身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の障害等級1級又は2級に該当する主たる生計維持者である加入者 加入者負担金及び

利用料の半額

(4) その他市長が必要と認める者 市長が相当と認める額

- 2 前項の規定により加入負担金及び利用料の減額又は免除を受けようとする加入者は、あらかじめ減免申請書を市長に提出して行うものとする。
- 3 市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、減免申請決定書により申請者に通知するものとする。
- 4 市長は、加入者負担金及び利用料の減額又は免除の決定をした者が、当該決定に係る減額又は免除の要件を満たさなくなったときは、当該減額又は免除の決定を取り消すものとする。
- 5 市長は、前項の規定により減免又は免除の決定を取り消したときは、減免取消通知書により通知するものとする。

(加入者の名義変更)

第9条 条例第15条の規定により市長の承認を受けようとする者は、名義変更届を市長に提出しなければならない。

(利用の休止等)

第10条 条例第16条第1項の規定によりサービスの利用を休止し、又は再開しようとする加入者は受発信休止・再開届を、サービスの利用を廃止しようとする加入者は脱退届を、それぞれ市長に提出しなければならない。

(読替え)

第11条 姫路市夢前ケーブルテレビネットワーク施設(以下「ネットワーク施設」という。)の管理を指定管理者に行わせる場合において、第3条、第6条、第7条、第8条第2項から第5項、第9条及び第10条中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(指定管理者の申請)

第12条 条例第21条第1項の規定による申請は、指定管理者指定申請書により行わなければならない。

2 条例第21条第1項に規定する規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 管理業務の計画書
- (2) 管理に係る収支計画書
- (3) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書(法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類)
- (4) 当該団体の経営状況を説明する書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

(指定管理者との協定の締結)

第13条 指定管理者は、次に掲げる事項について、市長と協定を締結するものとする。

- (1) 指定管理者が行う管理業務の範囲

- (2) 指定管理者が行う管理業務の実施に関する事項
- (3) 管理に要する費用に関する事項
- (4) 事業報告に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、ネットワーク施設の管理に関し必要な事項

(事業報告書)

第14条 条例第22条の規定による事業報告書は、毎年度終了後45日以内に以下の事項を記載して提出するものとする。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) ネットワーク施設の利用状況
- (3) 管理経費等の収支状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者による管理の状況を把握するため市長が必要と認める事項。

(委任)

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年3月27日から施行する。

(夢前町の編入に伴う経過措置)

2 この規則の施行の際現に旧夢前町ケーブルテレビネットワーク放送番組審議会運営規則(平成15年夢前町規則第13号)の規定により委嘱されている委員は、この規則の相当規定により委嘱された委員とみなす。この場合において、当該委員の任期は、第14条の規定にかかわらず、平成19年11月30日までとする。

附 則(平成21年12月21日規則第62号)

1 この規則は、平成22年1月1日から施行する。

2 この規則による改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後の衛星放送サービスの利用に係る利用料について適用し、同日前に利用した衛星放送サービスの利用に係る利用料については、なお従前の例による。

附 則(平成22年6月28日規則第36号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第17条を第21条とし、第16条の次に4条を加える改正規定(第17条及び第20条に係る部分は除く。)は公布の日から、第8条を削り、第9条を第8条とし、第10条から第16条までを1条ずつ繰り上げる改正規定及び別表の改正規定は平成23年7月25日から施行する。

附 則(平成23年10月6日規則第63号)

この規則は、公布の日から施行する。